

消費者安全調査委員会の動き 第33号

(平成28年1月22日)

今回の内容：

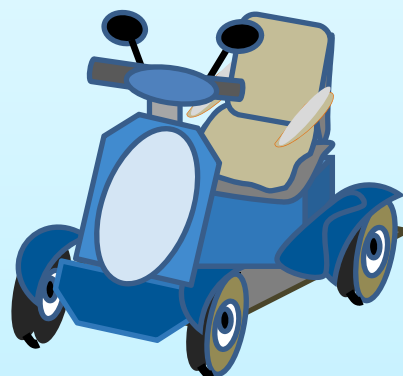
①会議情報、②コラム（持丸委員長代理）

会議情報

最近の、消費者安全調査委員会での議論についてお知らせします。

第40回消費者安全調査委員会（平成28年1月22日）

- ハンドル形電動車椅子を使用中の事故
報告書の取りまとめの方向性の詳細について、
担当専門委員から説明を受け、審議しました。
- 家庭用ヒートポンプ給湯機の事案
本件は、平成26年12月に調査を終えた事案です。
調査委員会が平成26年12月に述べた意見を受け、
各省庁がどのような措置を講じているか、事務局から報告がありました。
- 一般の方からいただいた「申出」事案
事務局から、類似事例、制度等の関連情報や専門委員の見解などの情報収集の結果が報告され、その内容に基づき調査委員会で検討した結果、そのうち1件については調査を行わないことになりました。残りの案件（38件）については、引き続き、臨時委員、専門委員等の知見も活用しながら、事務局で丁寧に情報収集を行った上で調査委員会において判断していくこととなります。



部会の動き

- 1月は、部会を開催していません。次回は、2月に開催の予定です。

より安全な社会にするための「意見」

消費者庁消費者安全調査委員会
委員長代理 持丸正明



委員会から最終報告書を出すとき、委員会で最後まで議論になるのが「意見」の箇所です。委員会が、誰に対してどういう「意見」を出せば、事故の再発を防止でき、社会安全が一步進むのか。委員会ではこれを念頭に一言一句を議論しています。その「意見」に対して、メディアの方々から「なぜ省庁に対して法規制を求めないのですか?」と質問を受けることが多いです。事故が起きたらその原因をふさぐ法規制を毎回作るのが、本当に適切なのでしょうか?規制緩和による経済活性化が騒がれる中で、法規制を作る必要性も考える必要があると思っています。

消費者事故に関わる製品をいくつかの軸で整理してみたいと思います。まず、その製品の管理者が誰なのか(大手企業か、中小企業や一般消費者か)、その製品を製造・提供する事業者はどういう企業なのか(少数の大手企業か、多数の中小企業か)です。管理者が大手企業で、製造・提供する事業者も少数の大手企業が中心である場合、法規制は必要ないと考えています。報告書に原因と対策が明示されているにもかかわらず、それを無視して事故が再発した場合、大手企業には重大な「ブランド毀損」が生じます。彼等は自らのブランドを守るため、規制がなくともリスクを低減する投資をします。事故予防にける投資の方が、事故が起きたときに失うブランド価値よりもずっと小さいからです。エスカレーターは、まさしくこういう事例です。

次は、管理者が一般消費者で、製造者が多数の中小企業、ただし、提供者は大手企業が中心というケースです。たとえば衣料品。この場合にも、規制はあまり必要ないです。大手のスーパーなどは同じようにブランド毀損を気にして、安全なものしか仕入れなくなります。ただ、仕入れ先は多数の中小企業なので、安全基準が必要です。これがJIS¹などの標準に相当します。標準は規制ではありません。合意です。規制しなくても合意にしたがって仕入れ基準が変わり、結果的にものづくりも変わるわけです。子ども服の引きひもに関するJISができました。これは法規制を伴っていませんが、販売店側の仕入れ基準変化によって、市場は一気に安全なものに切り替わりそうです。

第三は、管理者が一般消費者で、製造者が多数の中小企業、提供者も大手企業だけに限らないというケースです。使い捨てライターなどがこの事例です。こういう場合には、法規制が必要です。規制するためには、安全基準も必要です。したがって、JISのような標準と、それを引用した法規制の双方を整備する必要があります。使い捨てライターの標準と法規制により、5歳未満の子どもの火遊びによる死亡事故は大きく低減しました。

「危ないことが分かったから、規制する」というのは耳障りは良いですが、あまりにも短絡的です。経済原理を踏まえ、どうしたらうまく社会を変えられるかを考えて、これからも「意見」のあり方を議論していきたいと思っています。

¹ JIS(日本工業規格)とは、工業標準化の促進を目的とする工業標準化法に基づき制定される国家規格であり、主務大臣が制定する。製品の種類・寸法や品質・性能・安全性、それらを確認する試験方法や、要求される規格値などを定めている(各JIS基準により様々)。JIS適合の認証は民間の登録認証機関が行い、JISに適合する商品(日用品、電気用品)には、その旨を表示(JISマーク)することができる(任意規格)。